

令和元年 6 月 17 日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部

令和元・2 年度建設コンサルタント等業務希望調査の実施について
【測量】【家屋調査】【土壌調査】【土木工事監理】【造園工事監理】

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における令和元・2 年度建設コンサルタント等業務希望調査を次のとおり実施します。なお、この揭示は、「測量」、「土壌調査」「家屋調査」「土木工事監理」及び「造園工事監理」の業務区分を対象とするもので、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県における業務希望調査をまとめて受け付けます。

本調査は、次回の定期受付による建設コンサルタント等業務希望調査の実施までの間（最大 2 か年分）の指名の基礎資料とします。

1 調査対象業務区分等

- (1) 当本部において、令和元年 8 月 5 日（月）以降、指名競争入札により発注が見込まれる建設コンサルタント等業務に係る業務区分（**別紙 1**）を対象とします。
- (2) 調査は建設コンサルタント等業務希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。

2 調査資料の提出要件

当機構東日本地区における平成 31・32 年度の測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者であり、当本部が業務区分毎に定める要件（地理的条件・技術的適性等）を満たしている者とします。

なお、平成 31・32 年度の測量・土質調査・建設コンサルタント等業務競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査された調査資料は無効とします。

3 調査資料の作成要領の交付

調査資料は当本部ホームページからのダウンロードにより令和元年 6 月 17 日（月）から交付します。

4 調査資料の受付

調査資料は、**別紙 2**「建設コンサルタント等業務希望調査の作成要領」に従って希望する業務区分ごとに作成し、当本部に提出が必要です。

(1) 定期受付

- ① 受付方法：簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可
- ② 受付期間：令和元年 6 月 24 日（月）から令和元年 7 月 5 日（金）まで（必着）
- ③ 送付場所

業務区分	事務所等名	所在地（受付場所）	電話番号
測量	東日本都市再生本部 基盤整備計画部 基盤統括課	〒163-1313 東京都新宿区西新宿 六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階	03(5323)0839
家屋調査	東日本都市再生本部 基盤整備計画部 基盤統括課	〒163-1313 東京都新宿区西新宿 六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階	03(5323)0839
土壌調査	東日本都市再生本部 基盤整備計画部 基盤統括課	〒163-1313 東京都新宿区西新宿 六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階	03(5323)0839
土木工事 監理	東日本賃貸住宅本部 技術監理部 工務課（土木）	〒163-1382 東京都新宿区西新宿 六丁目5番1号 新宿アイランドタワー17階	03(5323)4375
造園工事 監理	東日本賃貸住宅本部 技術監理部 工務課（造園）	〒163-1382 東京都新宿区西新宿 六丁目5番1号 新宿アイランドタワー17階	03(5323)2441

(2) 追加受付（随時）

- ① 受付方法：簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可
- ② 受付期間：令和元年8月5日（月）から令和3年3月31日（水）まで（必着）
- ③ 送付場所：上記(1)③と同じ。

(3) 調査資料に関するヒアリング等

業務実績の確認等のため、ヒアリング等を行うことがあります。

5 その他

- (1) 本調査は、次回の定期受付による建設コンサルタント等業務希望調査の実施までの建設コンサルタント等業務請負契約に係る競争参加者の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。
- (2) 調査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 調査対象業務区分によっては、建設コンサルタント等業務の発注が無い場合があります。
- (4) 会社更生法又は民事再生法の手続を申し立てている者も調査資料を提出できますが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、基礎資料としません。
- (5) 営業停止中又は指名停止中の者も調査資料を提出できますが、当該停止期間中は基礎資料としません。

- (6) 選定された業者のうち、機構が定めるところにより評価を行った業務成績（以下「業務成績」という。）において 60 点未満の業務成績の通知を受けた者については、当該業務成績の通知日から起算して 1 年を経過する日までの間、基礎資料としません。
- (7) 提出された調査資料に虚偽の記載がある場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- なお、虚偽の記載により調査資料を提出し、受注した建設コンサルタント等業務がある場合には、当該建設コンサルタント等業務は実績として認めません。
- (8) 提出された調査資料は返却しません。ただし、受付後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し、資料を返却します。
- (9) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）の施行により、当機構が取得した文書（例：建設コンサルタント等業務希望調査提出資料など）は、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書となります。
- (10) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以 上

令和元・2年度調査対象業務区分表

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成30年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
測量	測量	人口集中地区（D I D地区）における 測量 業務	7件	本店又は最寄りの支店・営業所が東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県のいずれかに所在すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 測量士の有資格者を1名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去10年（平成21年度以降）に対象業務と同種の業務について元請としての実績が1件以上あること。 3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
補償	家屋調査	工事等に係る家屋事前調査、家屋事後 調査及び補償費の査定等	4件	本店又は最寄りの支店・営業所が東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県のいずれかに所在すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補償業務管理士又は一級建築士の有資格者を1名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去10年（平成21年度以降）に対象業務と同種の業務について元請としての実績が1件以上あること。 3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
調査	土壌調査	土壌汚染に係る調査（地歴調査・現地 調査・分析等）	3件	本店又は最寄りの支店・営業所が東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県のいずれかに所在すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土壌汚染対策法に基づく「指定調査機関」の登録があること。 2. 環境計量士（濃度関係）の有資格者を1名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去10年（平成21年度以降）に対象業務と同種の業務について元請としての実績が1件以上あること。 4. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
土木 監理	土木 工事監理	市街地における土木施設（道路、駐車 場、下水道、擁壁、雑工作物等）整備 や建物等解体を複合的に行う土木工事 の監理	1件	本店又は最寄りの支店・営業所が東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県のいずれかに所在すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）のいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去15年（平成16年度以降）に以下①②のいずれかの業務について元請としての実績が1件以上あること。 ①左記に示す業務内容と同種の業務 ②共同住宅等に係る土木施設（道路、駐車場、下水道、擁壁、雑工作物等）整備や建物等解体を複合的に行う土木工事の工事監理 3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・1級土木施工管理技士又は技術士の取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者を管理技術者とし

					て配置できること。
	造園 工事監理	公園、緑道等の造園工事の工事監理	2件	本店又は最寄りの支店・営業所が東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県のいずれかに所在する者であること。	<p>1. 1. 1級造園施工管理技士又は技術士（建設部門）のいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。</p> <p>2. 機構又は公的機関から過去15年（平成16年度以降）に以下①②のいずれかの業務について元請としての実績が1件以上あること。</p> <p>①左記に示す業務内容と同種の業務</p> <p>②共同住宅等（付随する移管公園、緑道等を含む）に係る造園工事の工事監理</p> <p>3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。</p> <p>（補足事項（入札時の参加要件））</p> <p>・1級造園施工管理技士又は技術士の取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者を管理技術者として配置できること。</p>

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本若しくは人事面で関係がある者（※3）は業務を受注することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とする。 ※5 個別選定方式による競争入札を除く。